

## 第1回熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会

日時 令和6年9月11日（水）午後1時半から

場所 ウェルパルクまもと1階 会議室A

### 【会次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員等の紹介
- 5 議事

(1) (仮称)熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の骨子(案)  
について

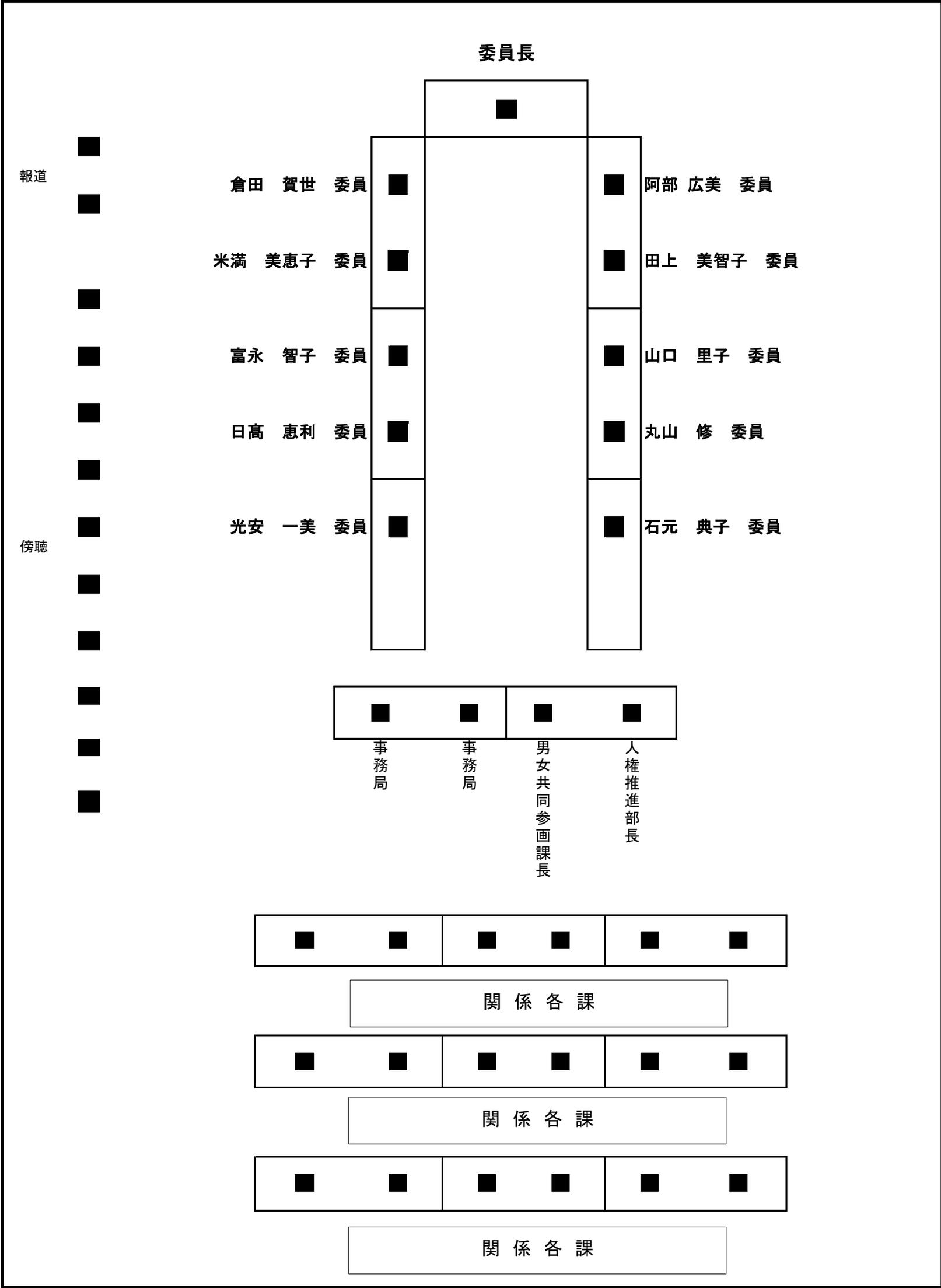
- 6 その他
- 7 閉会

(配布資料)

- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 出席者一覧
- ・ 熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会の組織及び運営に関する要綱
- ・ 資料1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント等
- ・ 資料2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要
- ・ 資料3 （仮称）熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（骨子案）

# 第1回熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会

日時：令和6年9月11日（水）午後1時半から  
場所：ウエルパルクまもと1階 会議室A



熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会委員名簿

（敬称略）

|    | 選任分野   | 所属・職名   | 氏名                 |
|----|--------|---|--------------------|
| 1  | 学識経験者  | 熊本大学 副学長<br>ダイバーシティ推進室 室長<br>熊本大学人文社会科学研究部（法学系）教授 | 倉田 賀世<br>くらた かつよ   |
| 2  | 福祉関係者  | 熊本市民生委員児童委員協議会 監事                                 | 米満 美恵子<br>よねみつ みえこ |
| 3  |        | 熊本県女性相談支援員連絡協議会 会長                                | とみなが ともこ<br>富永 智子  |
| 4  | 司法関係者  | 熊本県弁護士会 弁護士                                       | あべ ひろみ<br>阿部 広美    |
| 5  | 医療関係者  | 社会医療法人愛育会 福田病院<br>母子サポートルーム 室長                    | ひだか えり<br>日高 恵利    |
| 6  | 関係民間団体 | 公益社団法人くまもと被害者支援センター<br>センター長                      | たのうえ みちこ<br>田上 美智子 |
| 7  |        | NPO 法人くまもと相談所 所長                                  | やまぐち さとこ<br>山口 里子  |
| 8  | 関係行政機関 | 熊本県警察本部人身安全対策課 課長                                 | まるやま おさむ<br>丸山 修   |
| 9  |        | 熊本市健康福祉局健康福祉部 部長                                  | いしもと のりこ<br>石元 典子  |
| 10 |        | 熊本市こども局こども福祉部 部長                                  | みつやす かずみ<br>光安 一美  |

第1回熊本市困難女性支援基本計画(仮称)策定委員会 出席者

市関係部署

(敬称略)

| 所属                     | 職名    | 氏名     |
|------------------------|-------|--------|
| 健康福祉局 健康福祉部 保護管理援護課    | 主査    | 川田 隆文  |
| こども局 こども福祉部 妊娠内密相談センター | 所長    | 坂本 まゆ  |
| こども局 こども福祉部 こども家庭福祉課   | 副課長   | 内 リサ   |
| 文化市民局 市民生活部 生活安全課      | 主事    | 尾形 賢彦  |
| 中央区役所 保健福祉部 福祉課        | 主査    | 土山 朋子  |
| 東区役所 保健福祉部 福祉課         | 主幹    | 山畑 量平  |
| 西区役所 保健福祉部 福祉課         | 主幹    | 藤本 由紀  |
| 南区役所 保健福祉部 福祉課         | 主幹    | 東 光    |
| 北区役所 保健福祉部 福祉課         | 主査    | 田上 秀樹  |
| 中央区役所 保健福祉部 保健こども課     | 主任保健師 | 高橋 知恵美 |
| 東区役所 保健福祉部 保健こども課      | 技師    | 高橋 麻里奈 |
| 西区役所 保健福祉部 保健こども課      | 主幹    | 米本 剛毅  |
| 南区役所 保健福祉部 保健こども課      | 主査    | 星田 剛明  |
| 北区役所 保健福祉部 保健こども課      | 主査    | 古田 貞二  |

事務局

| 所属                  | 職名 | 氏名     |
|---------------------|----|--------|
| 文化市民局 人権推進部         | 部長 | 大林 正夫  |
| 文化市民局 人権推進部 男女共同参画課 | 課長 | 上村 奈津子 |
| 文化市民局 人権推進部 男女共同参画課 | 主査 | 内田 加奈子 |
| 文化市民局 人権推進部 男女共同参画課 | 参事 | 吉本 紫穂  |

熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会の組織及び運営に関する要綱

制定 令和6年7月8日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 委員会は、13人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 司法関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 関係民間団体
- (6) 関係行政機関
- (7) 熊本市こども局こども福祉部長
- (8) 熊本市健康福祉局健康福祉部長

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって会議に代えることができる。第3項の規定は、この場合について準用する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

(1) 審議において熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合

(2) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合

- 3 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本市文化市民局人権推進部男女共同参画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法から脱却**させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築**。

**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)**

■ **目的・基本理念**

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ **国・地方公共団体の責務**

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ **国の「基本方針」**

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ **都道府県基本計画等**

⇒施策の実施内容

■ **支援調整会議(自治体)**

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

**女性相談支援センター**  
(旧名：婦人相談所)

**女性相談支援員**  
(旧名：婦人相談員)

**女性自立支援施設**  
(旧名：婦人保護施設)

**民間団体との「協働」による支援**

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

**民間団体に対する補助規定創設**

**売春防止法**

**第1章 総則**  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

**第2章 刑事処分**  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

**第3章 補導処分**  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

**廃止**

**第4章 保護更生**  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

存続

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

## 目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い  
➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進  
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

\* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

## 基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に  
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康  
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○ 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○ 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○ 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談  
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法  
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計  
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

## ○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

\* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

## ○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

\* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

## ○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

## ○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

**支援調整会議【第15条】** 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

**○教育・啓発【第16条】** ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

**○調査研究の推進【第17条】** 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

**○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】** 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

**○民間団体に対する援助【第19条】**

**費用の支弁等【第20～22条】** 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

## 施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）

②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要①

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）に基づき、厚生労働大臣告示として制定。
- ・都道府県・市町村が定める「基本計画」の指針として位置づけられている。

## 0. 基本方針のねらい等

### ■ 旧売春防止法に基づく婦人保護事業

- 「要保護女子」の「保護更生」が目的
- 困難な問題に直面している女性の人権の保護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分
- 女性の支援ニーズの多様化等に伴い、売春以外の課題を抱えた者や、配偶者暴力の被害者等に対象者を拡大してきた一方、抜本的な制度改正はなされず



### ■ 困難女性支援法に基づく女性支援事業

- 支援対象者が、
  - ・ 意思を尊重されながら
  - ・ 置かれた状況に応じて、きめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、
  - ・ その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することが目的
- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が施策の対象

- 以下のような背景で、十分に活用されてこなかった
  - ・ 支援内容が実際の支援対象者のニーズに合わない
  - ・ 婦人保護事業に関する周知が不足している
  - ・ 地域によって、制度の利用に独自のルールがある
- 民間団体の活動基盤が脆弱な状況がある



- 行政機関と民間団体が、双方の特色を尊重し補完し合いながら、対等な立場で協働
- 地域によって支援対象者への対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者が全国どこにいても、必要十分な支援を受ける体制を整備することが必要
- 地方公共団体相互間や、女性支援を行う機関と他施策に関連する機関が緊密に連携することが必要

### ■ 方針の対象期間

- ・ 令和6年度～令和10年度までの**5年間**（法改正等の際は都度見直し）

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要②

## 1. 困難な問題を抱える女性への支援の現状

- 何らかの形態による暴力の被害者が制度利用者の多数を占める上に、婦人保護施設の入所者のうち半数近くが、何等かの障害や疾病を抱えている



- カウンセリング等による精神面の支援をはじめとする心理的・医療的側面からの支援が極めて重要

- 婦人相談所や婦人保護施設の利用は年々減少
- 背景として、
  - ・ 困難な問題を抱える女性自身が、婦人相談所等が提供する（旧売春防止法の考え方による）支援を受けようと考えていないこと
  - ・ 支援策の存在を知らないこと
  - ・ 支援対象者が十分に発見されていないこと
  - ・ 同伴児童と共に入所できない、携帯電話の使用制限等、支援を受けることを躊躇させる要因があること
  - ・ 女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であること



- 課題となっている点を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要

- 民間団体が、独自にSNS等も活用しつつ、アウトリーチや相談支援、居場所等の提供、同行支援等様々な支援策を展開しているが、多くが人材や資金等の面での困難や脆弱さを抱えている。



- 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していくことが必要

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要③

## 2. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

### ■ 施策の対象者

- 施策の対象者は「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）」
- 女性であることにより、
  - ・ 性的な被害に遭遇しやすいこと
  - ・ 予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること
  - ・ 不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としており、年齢、障害の有無、国籍等問わず支援の対象
- 妊婦は、支援のニーズが多様であることや、母胎の危険性、緊急対応の必要性等に配慮し、本人の意思決定過程を支えながら、適切な機関が緊密に連携して支援を行うことが必要
- トランスジェンダーの者は、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関と連携して可能な支援を検討することが望ましい
- 自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験等に起因する様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題が複合化・複雑化している場合も多く、多様な機関との連携が重要

### ■ 基本理念

- 支援対象者本人が自らの意思等を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行うことが必要であり、途切れても繰り返しつながら支えていく姿勢で支援に当たること
- 都道府県、市町村、民間団体や専門機関等の多数の機関が連携して、包括的かつ切れ目のない支援体制を整備すること及び支援対象者が全国どこでも必要十分な支援を受けられる体制を全国的に整備していくこと
- 困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資すること



- 地方公共団体は、支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援、民間団体との協働に努める
- また、国及び地方公共団体は、人材の育成、国民への教育・啓発、広域連携体制の構築などに取り組み、全国において困難な問題を抱える女性への支援が適切に実施されるよう努める

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要④

## ■ 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

- 困難女性支援法のもとで行われる女性支援事業は、**国及び地方公共団体の責務**。適切な役割分担、相互連携が必要
- **国**：施策の企画・立案、調査研究、施策の普及・啓発、関係者の研修等や、都道府県及び市町村への支援等を実施
- **都道府県**：
  - ・女性支援事業に当たり**中核的な役割**を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開
  - ・段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討
  - ・市町村に対する支援や施策の取組状況の把握、必要な取組を促進
- **市町村**：
  - ・**最も身近な相談先**としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施
- **都道府県及び市町村**：
  - ・**支援調整会議を組織するよう努める**
  - ・国による調査研究や研修等、予算事業等を活用し、困難な問題を抱える女性への支援施策の普及・啓発、調査研究の推進、人材の確保や養成等、民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努める

## ■ 支援の基本的な考え方

- 目指す「自立」は、**経済的な自立のみではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素**
- 幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせ、支援対象者の立場に寄り添った支援が必要
- 意思や希望等の表出が難しい場合も多く、自立が困難な諸要因を理解し、問題解決に向け包括的に対応する必要があること
- 幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援と、各関係機関につなぐ支援、関係機関や民間団体等の十分な協働・連携が重要
- アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した、支援対象者の早期発見への取組が必要

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要⑤

## ■ 支援に関わる関係機関等

|             |  |
|-------------|--|
| ①女性相談支援センター | <ul style="list-style-type: none"><li>● 支援対象者の立場に立った相談対応や、相談を行う機関の紹介</li><li>● 支援対象者及び同伴家族の安全確保・一時保護</li><li>● 心身の健康回復を図るための、医学的または心理学的な援助等</li><li>● 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助</li><li>● 施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助</li></ul>                 |
| ②女性相談支援員    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援</li><li>● 必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施</li><li>● 最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと</li><li>● 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続に関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援に繋げること</li></ul> |
| ③女性自立支援施設   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 困難な問題を抱える女性を入所させての保護</li><li>● 入所者の心身の健康回復を図るための医学的または心理学的な援助</li><li>● 自立の促進のための生活支援</li><li>● 退所者の相談援助</li><li>● 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援</li></ul>  |
| ④民間団体等      | <ul style="list-style-type: none"><li>● 訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活の再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援</li><li>● 都道府県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行う存在</li></ul>   |
| ⑤その他関係機関    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携が必要であるとともに、地方公共団体は、各種関係機関の間で十分な連携が図られるように配慮</li><li>● 保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員等は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適当と考えられる者を発見した場合は、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携することが望ましい</li></ul>                               |

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要⑥

## ■ 支援の内容

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>①アウトリーチ等による早期の把握</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知することや、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組むことが必要</li> <li>● 入口の段階では可能な限り幅広い者を対象とし、本人の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図る</li> </ul>  |
| <p>②居場所の提供</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間団体や地方公共団体による、気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性との交流等ができるような場合は、相談のきっかけ作りに有効</li> <li>● 支援が必要な女性を把握した場合、支援機関につなぎ、つないだ後も、それまで支援してきた民間団体等の参加等により支援の継続性を保つことで、女性が安心して支援を受けられるようにすることが重要</li> </ul>  |
| <p>③相談支援</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針の検討等を進めることが必要</li> <li>● 一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合等は、本人の参画や、必要に応じて民間団体等の参画を得て個別支援のための計画の策定に努める</li> </ul>  |
| <p>④一時保護</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の場合に一時保護を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①性的な被害等を防ぐため、緊急保護が必要な場合</li> <li>②配偶者の暴力から保護することが必要な場合</li> <li>③同居者等からの暴力から保護することが必要な場合</li> <li>④ストーカー行為から保護することが必要な場合</li> <li>⑤人身取引被害から保護することが必要な場合</li> <li>⑥定まった住居を有さず、又は帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあり、保護が必要な場合</li> <li>⑦心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護が必要な場合</li> <li>⑧その他、一時保護を行わなければ生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合</li> </ul> </li> <li>● 本人同意が原則。委託して行うことも、適切な保護を行う観点からは効果的。支援対象者の状況は多様であり、状態に応じた複数の一時保護所や委託先を検討しておくことが望ましい</li> <li>● 一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着できるように関係機関と連携</li> <li>● 一時保護中に、できる限り通学・通勤できるよう配慮する。</li> </ul> |

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要⑦

## ■ 支援の内容

|             |   |
|-------------|---|
| ⑤被害回復支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力等の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されるため、<u>中長期的に寄り添い続ける支援を行うことが必要</u></li> <li>● 心理療法担当職員や個別対応職員等を活用し、被害回復に向けた専門的な支援を行うことが重要</li> </ul>  |
| ⑥日常生活の回復の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害からの心身の健康の回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように支援することが重要</li> <li>● 女性自立支援施設の有効活用や、地方自治体が場所を確保して民間団体に運営を委託する等も有効</li> </ul>  |
| ⑦同伴児童への支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習支援に限らず、<u>心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施</u></li> <li>● 保護者が養育を十分に行えない場合は、保育やショートステイ、社会的養育等につなげる</li> <li>● <u>教育を受ける権利が保障されるよう</u>、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人や保護者に必要な情報提供を実施</li> <li>● <u>母子分離が起こらないよう</u>、親子で入所可能な施設への一時保護委託等も検討</li> </ul>                                       |
| ⑧自立支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 丁寧なソーシャルワークを行った上で、<u>支援調整会議の場も活用</u></li> <li>①<u>医学的または心理的支援</u>：嘱託医等による必要な医療の受診や心理的ケアを行う</li> <li>②<u>生活支援</u>：一般的な生活力を身につける支援や、各種サービス利用の手続支援、金銭管理支援等を行う</li> <li>③<u>日中活動の支援</u>：本人の意向や就労意欲、障害の有無等により、就労支援や日中活動の確保を行う</li> <li>④<u>居住支援</u>：地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携する等して、住まいの確保を行う</li> </ul> |
| ⑨アフターケア     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域生活の移行に際し、孤立しないよう、地域での生活再建を支える</li> <li>● 女性自立支援施設への入所者については、<u>退所した後も、定期的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい</u></li> <li>● 支援者がアフターケアの重要性を十分意識することが必要</li> </ul>  |

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要⑧

## ■ 支援の体制

- **基本的考え方**：支援に関わるすべての関係機関・団体が、**対等な関係性**の下、**女性本人を中心に連携・協働**することが重要
- **3機関の連携体制**：
  - ・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の3機関は、支援の中核機関であり、定期的な意見交換により日常的な連携関係を深めることが望ましい
  - ・近隣自治体の各機関も含む連携で包括的・継続的な支援を実施
- **民間団体との連携体制**：
  - ・行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体の支援それぞれの強みを生かした相互連携が重要
  - ・幅広い年代の困難な問題を抱える女性の支援に取り組む団体が育成されるよう留意
- **関係機関との連携体制**：
  - ・多岐にわたる分野の支援が必要な場合が多く、他分野との連携が必要不可欠
  - ・支援対象者が児童を同伴している場合や、本人が児童の場合は、児童相談所や児童福祉主管課との協力が必要
  - ・性的な被害による心的外傷等がある場合は、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等との連携が必要
- **DV防止法に基づく施策との関係**
  - ・加害者が探索することによる危害の危険性等、DV被害者特有の事情を踏まえつつ支援を行うことが必要
  - ・所在地秘匿の必要性が高い者と、社会生活が重要である者それぞれの課題を踏まえた対応策等の検討に努めることが必要

## ■ 支援調整会議

- 設置は**地方公共団体の努力義務**。都道府県又は市町村が単独で、又は地域の実情に応じて共同で組織することを想定
- 会議の目的は、①支援対象者や地域資源の実態把握、資源創出等、②支援者間の役割や責任、連携のあり方の明確化、③個別ケースについてのアセスメントと支援方針の決定に係る協議、④支援対象者についての情報共有
- 支援調整会議については、
  - ①支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議
  - ②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う実務者会議
  - ③一時保護や施設への入所が必要な場合等の個別ケースについて、詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議に段階を分けて実施することを想定

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要⑨

## ■教育・啓発、人材育成、調査研究等の推進

### 【教育・啓発】

- 国及び地方公共団体は、問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知に努める
- 自己がかけがえのない個人であること、支援を受けることができること等の意識の醸成や、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努める

### 【人材育成】

- 国及び地方公共団体は、研修による支援関係者の専門的知識の習得及び資質の向上を図る
- 国は、標準的な研修のカリキュラムの構築や、関係者の学び合いの機会のあり方の検討、ポータルサイトの構築等を行う。また、職員の適切な処遇の確保、研修に参加しやすい職場環境の整備等に努める
- 地方自治体は、男女共同参画や児童福祉等に関わる職員に対しても、女性支援に関連する理解を促進する

### 【調査研究等の推進】

- 国は、困難な問題を抱える女性の状況及び支援の状況に関する定期的な実態調査を行い、公表する
- 国は、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援のあり方、国内外の支援施策の先進事例等、支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究を行う

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要⑩

## 3：都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

### ■ 計画策定に向けた手続

|             |   |
|-------------|---|
| 基本計画の期間     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則5年間だが、自治体における個別の事情や実態等を考慮した上で適切な期間を設定する</li> </ul>   |
| 他の計画との関係    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の法律の規定による計画との調和を保つよう努める。</li> <li>● 政策的に関連の深い<b>他の計画（DV法に定める基本計画等）と一体のものとして策定できる</b></li> </ul>   |
| 基本計画策定前の手続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定するに当たり、<u>以下事項の調査、データの評価・分析</u>によって、当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を把握する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人相談所への相談数、相談者の属性、相談内容</li> <li>・ 一時保護の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由</li> <li>・ 婦人相談員への相談数、相談者の属性、相談内容</li> <li>・ 婦人保護施設への入所者数、入所者の属性、入所理由、入所期間の分布</li> <li>・ 母子生活支援施設や女性を対象とした更生施設等、女性支援を行う他施策における支援状況</li> <li>・ 協働が可能な民間団体及びその活動状況</li> <li>・ 関係機関等からのヒアリング等により把握した実情</li> <li>・ DVに関する相談、保護等の状況</li> <li>・ その他</li> </ul> </li> <li>● 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体との協働等について、<b>定量的な基本目標</b>を明確にする。</li> <li>● あらかじめ、支援者や関係者からの県を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用等により広く意見を聴取するよう努める。</li> <li>● 国は、都道府県及び市町村における基本計画の策定状況を調査、公表する</li> </ul> |
| 計画に関する評価と公表 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画満了前に、計画に定めた施策について評価を行う</li> <li>● 評価については、結果を公表するとともに、結果を次の基本計画の策定に際して参考にする</li> </ul>   |

# (仮称)熊本市困難な問題を抱える女性への 支援に関する基本計画(骨子案)について

令和6年(2024年)9月

文化市民局 人権推進部 男女共同参画課

## (仮称)熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 構成案

### 第1章 基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 支援対象者
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

### 第2章 現状と課題

- 1 本市の現状
- 2 見えてきた主な課題

### 第3章 基本理念・基本目標

### 第4章 支援の内容

- 1 支援の方針
- 2 支援の体制
- 3 具体的支援

### 第5章 計画の推進と進捗管理

- 1 計画の推進
- 2 計画の進捗管理

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の背景・趣旨

- 生活困窮、性暴力・性被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化する困難な問題を抱える女性を支援するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「法」)が令和6年4月に施行されました。
- 法では、都道府県は都道府県基本計画の策定が義務付けられ、市町村は市町村基本計画の策定が努力義務とされています。
- 女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護、男女平等の理念のもと、関係機関、民間支援団体との連携を図り、困難な問題を抱える女性の個々の状況に応じた最適な支援を行う施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示すため、「(仮称)熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定するものです。

## 2 支援対象者

- 法第2条に基づく、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)を対象とします。



# 第1章 基本的な考え方

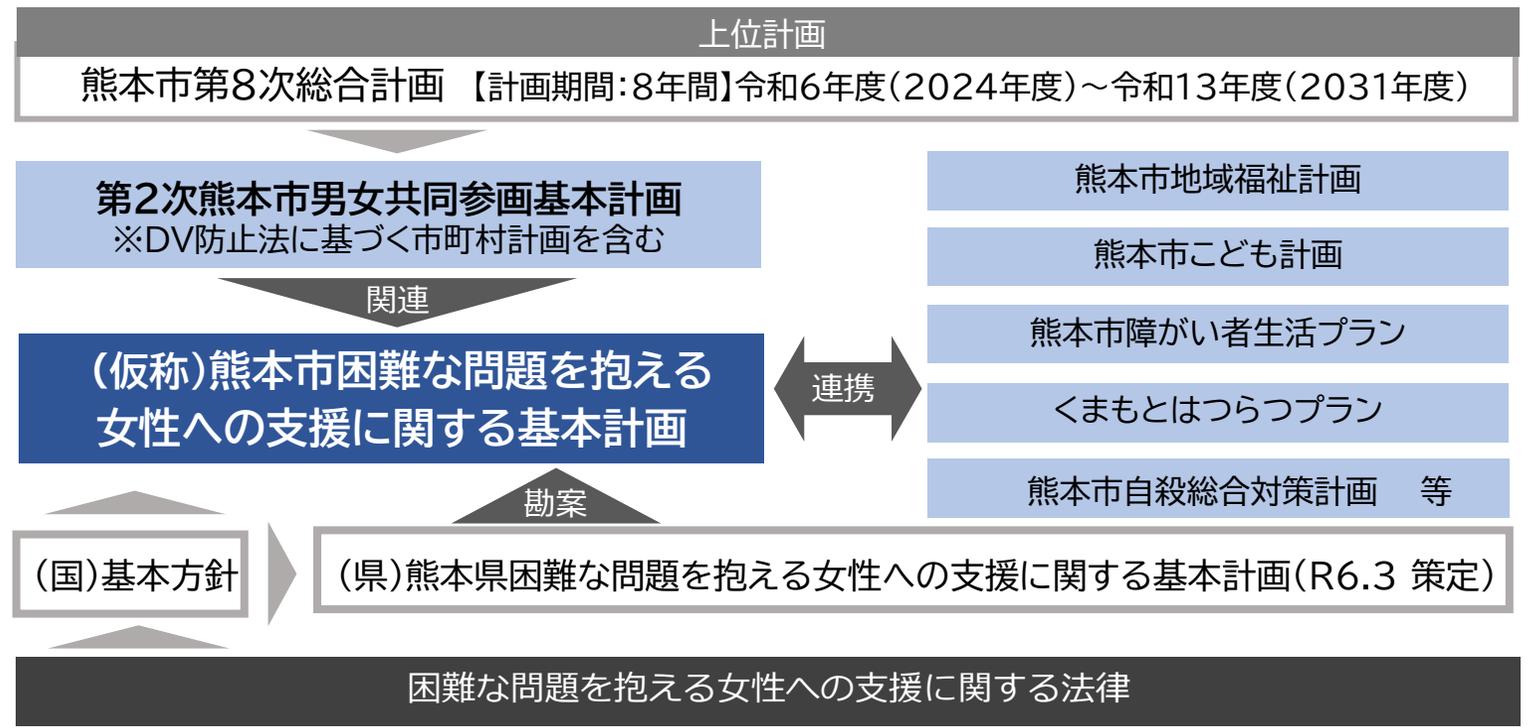
## 3 計画の位置づけ

- 法第8条第3項の規定に基づく市町村計画として策定します。
- 「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するため、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を推進するための基本方向をまとめた分野別計画とします。
- 「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の関連計画とします。

## 4 計画期間

令和7年度(2025年度)から  
令和9年度(2027年度) 3年間

※熊本市第8次総合計画の中間見直し 及び  
次期熊本市男女共同参画基本計画の策定  
時期と整合を図ります。

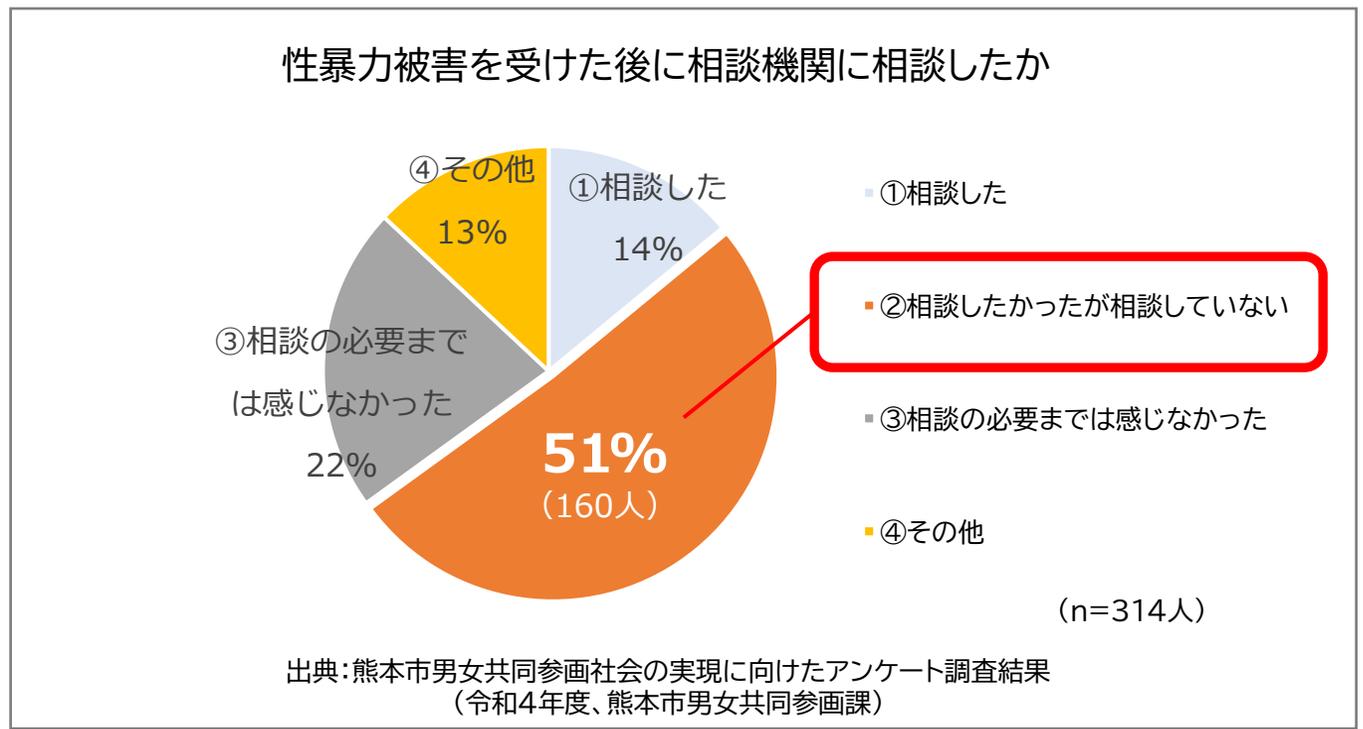
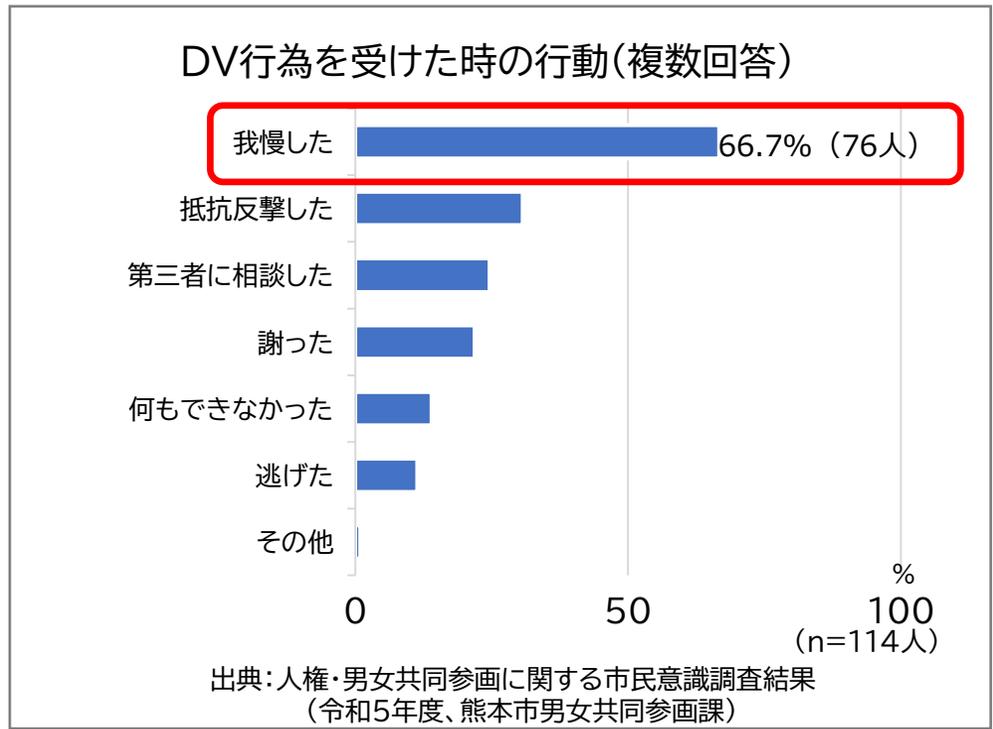


## 第2章 現状と課題

### 1 本市の現状 (1)支援対象者の状況 ① DV被害・性被害に関すること

女性からの相談が多いDV行為を受けた時、また、性暴力被害を受けた際に相談できているかのアンケート調査結果は次のとおりです。

- DV行為や性暴力被害を受けた際に、我慢して相談していない女性の割合が多いという結果が出ています。
- 相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思った」「怖くて、恥ずかしくて話せなかった」「相談先がわからなかった」「相談した後のことが怖かった」等が挙げられています。

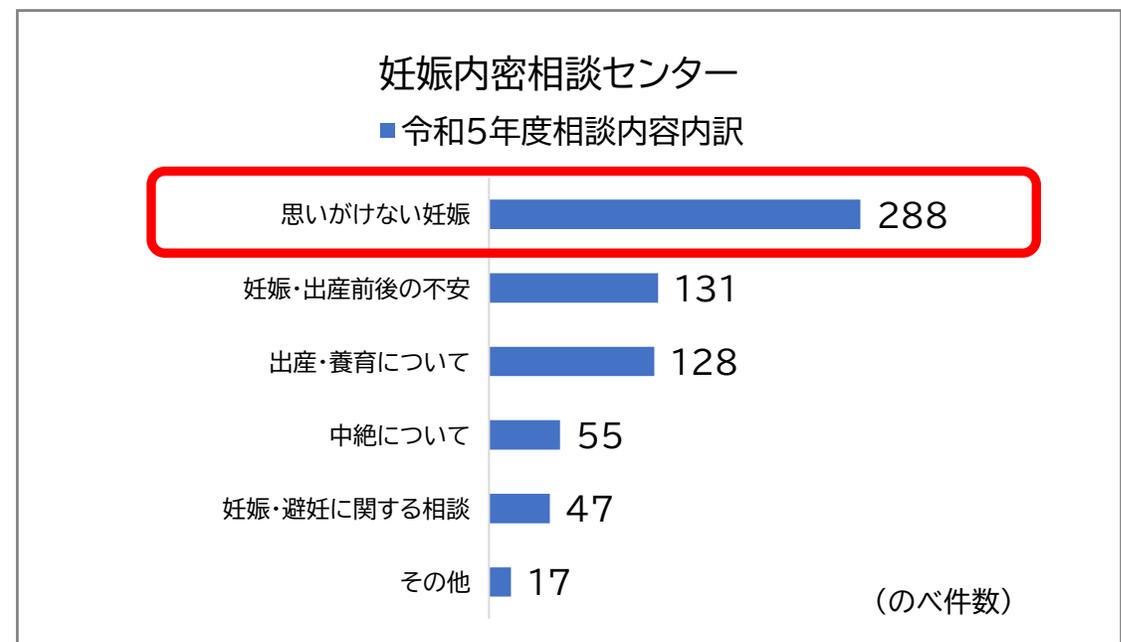
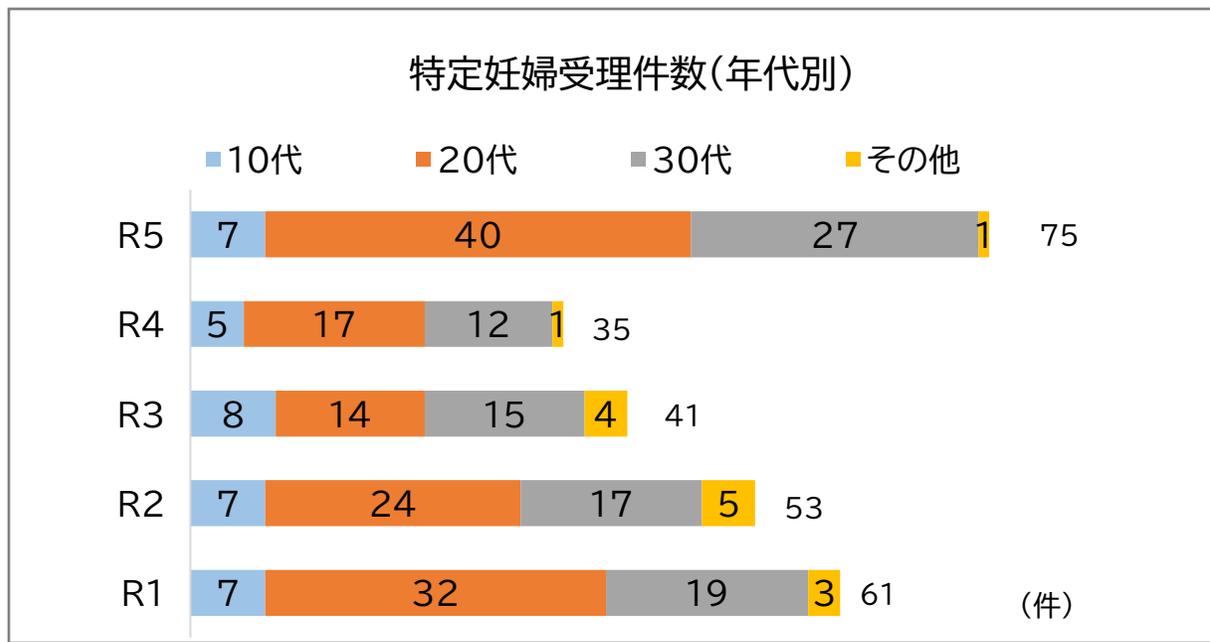


## 第2章 現状と課題

### 1 本市の現状 (1)支援対象者の状況 ②妊娠に関すること

女性特有の妊娠に関して、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる「特定妊婦」の受理件数と、妊娠内密相談センターでの相談内容は次のとおりです。

- 特定妊婦受理件数は令和5年度は75件で、特に20代が最多となっています。
- 匿名で相談できる熊本市妊娠内密相談センターを令和5年度に設置したところ、思いがけない妊娠に悩む人が多いことが分かりました。



## 第2章 現状と課題

### 1 本市の現状 (2)女性相談員による支援状況

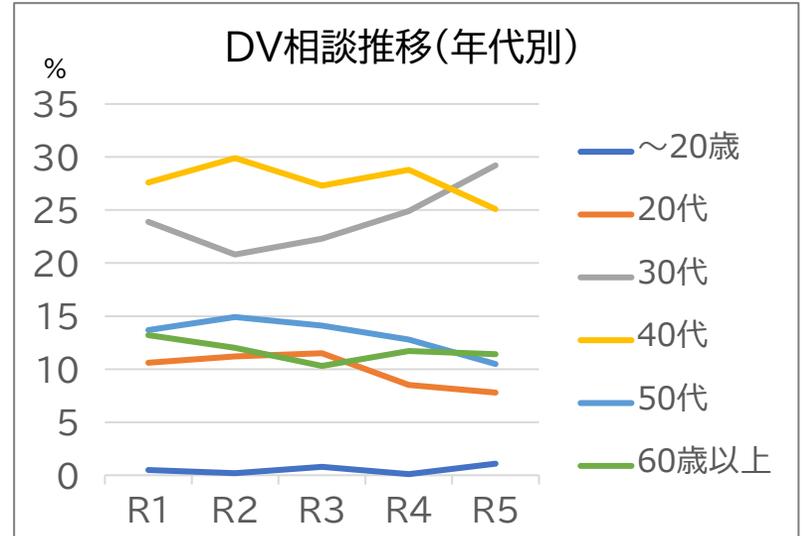
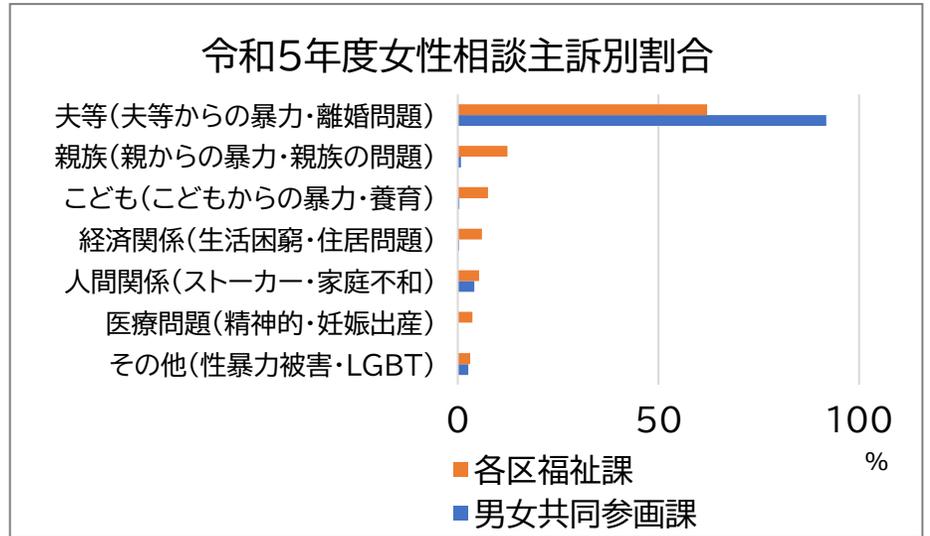
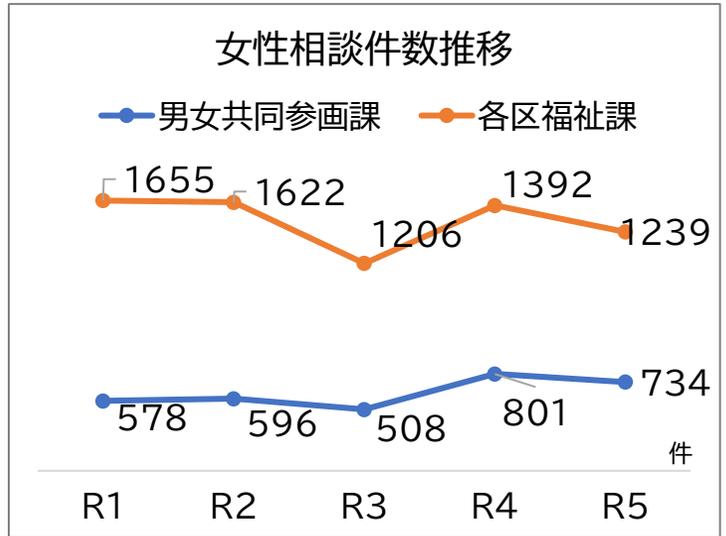
**【相談体制】**

- 女性相談員(会計年度任用職員)【主にDV】  
男女共同参画課相談室 **4名配置**
- 家庭女性相談員(会計年度任用職員)【DVを含む女性相談一般】  
中央区福祉課3名、東・西・南・北区福祉課各1名 **計7名配置**

**【相談支援内容】**

- DV、離婚問題、親からの暴力、生活困窮や精神的問題の相談等
- 緊急時の安全確保、保護命令手続支援、自立に向けた支援等

- 相談者の9割は本人から、次いで知人からの相談等。
- 相談内容はDVが最も多いですが、親族・こども等の家庭問題や生活困窮など、様々な内容の相談を受けています。
- DV※の相談は30・40代の相談が多く、特に30代で増加しています。
- 暴力に関する相談は女性相談全体の71%(1,419件)を占めます。  
※DV: 配偶者からの暴力(親・こどもからの暴力は含まない)

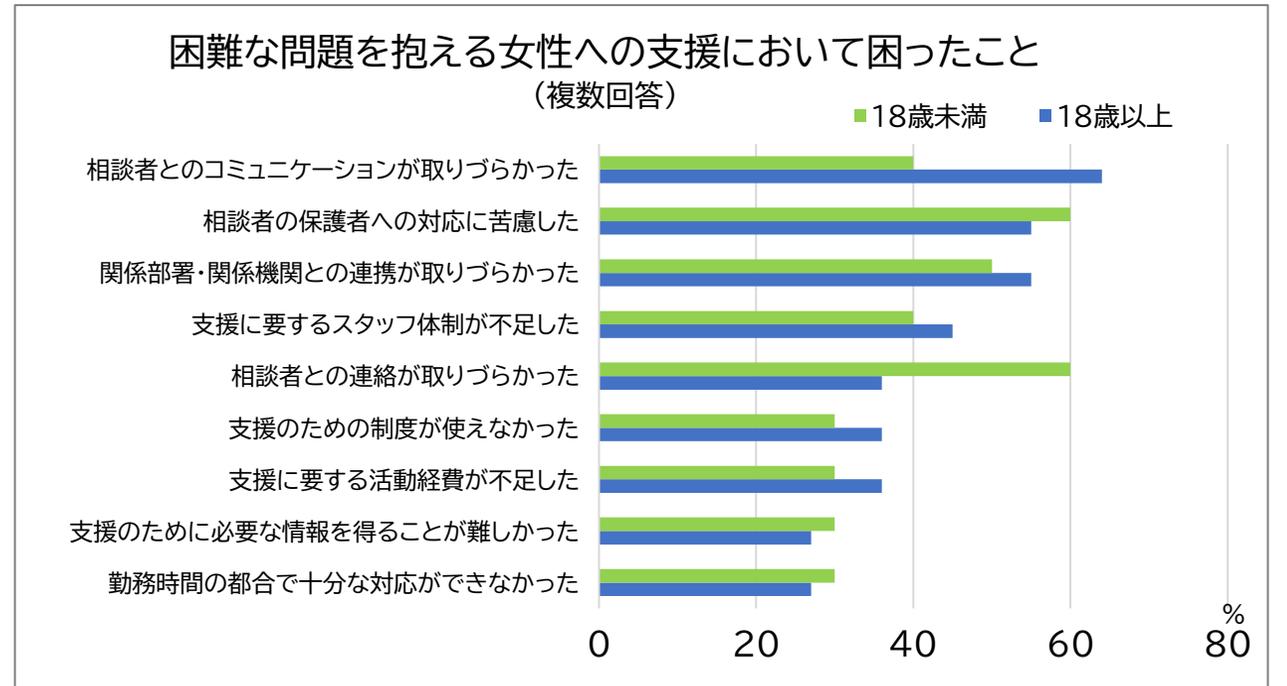
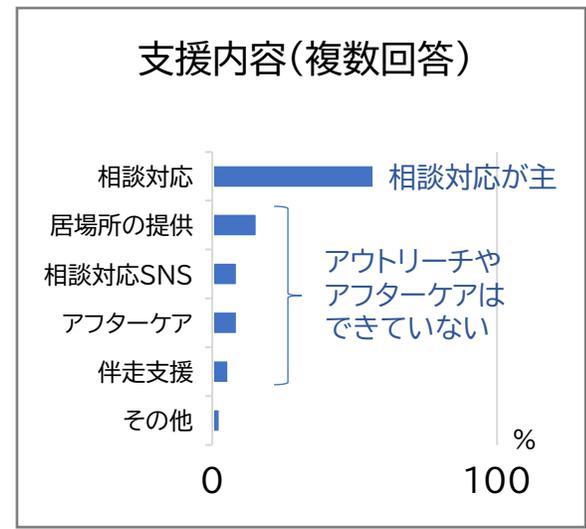
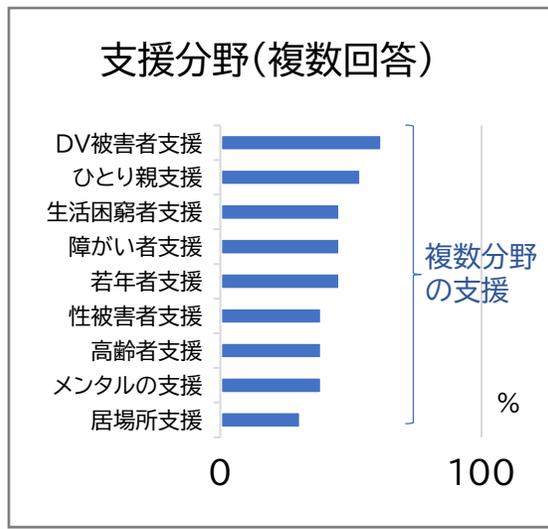


## 第2章 現状と課題

### 1 本市の現状 (3)民間支援団体による支援状況

市内で活動する13の民間支援団体への調査の主な結果は次のとおりです。

- 支援分野は、DV被害者支援、ひとり親支援など、多岐にわたる支援を実施されています。
- 支援内容は、相談対応(電話、対面、メール)を主に行っている団体が最も多い状況です。
- 支援で困ったこととしては、相談者とのコミュニケーションが取りづらいことに加えて、18歳未満への相談者の支援では連絡が取りづらいことや保護者への対応が挙がっています。



出典:熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート調査 (令和5年度、熊本市健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課)

## 第2章 現状と課題

### 1 本市の現状 (4)女性相談員や民間支援団体等へのヒアリング結果

女性相談員へのヒアリング(5区家庭女性相談員会議)や熊本市DV対策ネットワーク会議等での民間支援団体へのヒアリング結果から、本市の現状を3つの項目で整理しました。

#### ①相談支援の充実と支援体制の強化について

- 女性相談員の業務は相談を受け、最適な関係機関へつなぐことである。民間支援団体からは、相談を受けた後の支援(アフターケア)を求められているが、現状の体制では対応が難しい。
- 短期間滞在できるシェルターなどの居場所として使える社会資源や就労支援等の施策が不足している。
- 女性自立支援施設がない熊本県では(未設置7県)、単身女性の緊急的な一時保護所として、入所時の制約が比較的少ない民間シェルターが大きな役割を担っているが、財政基盤が弱く、スタッフ・活動経費が不足している。

#### ②関係機関・民間支援団体との連携・協働について

- DV、生活困窮、同伴児童など、相談内容が複雑・複合化。女性相談員だけでは解決できない問題が増えている。
- 関係機関・民間支援団体との連携・協働体制がないため、密な情報共有や連携が難しい。

#### ③啓発・理解促進について

- 若年者の対応に苦慮。年齢が若いほどに危機感が少なく、支援者が感じている危機感との乖離がある状況。
- 相談窓口で何をどこまで解決できるのか、支援してもらえるのか、分かりにくい。

## 第2章 現状と課題

### 2 見えてきた主な課題

支援対象者の現状や支援状況、女性相談員や民間支援団体へのヒアリング、熊本県による行政支援機関・民間支援団体への調査等から、主な課題を次のとおり整理しました。

#### 課題

##### ①相談支援の充実と支援体制の強化

- さまざまな問題に対応できるよう、女性相談員の育成等による相談支援業務の質の維持・向上が必要
- コミュニケーションが取りづらい支援対象者も含めて、本人の意思を尊重しながら、困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、状況に応じて緩やかにつながり続ける支援が必要
- 現在の支援体制では支援対象者として把握が難しい人をできるだけ早期に把握し、適切な支援につなげることが必要
- 居場所の確保や就労支援等の施策のような、支援への社会的資本が必要

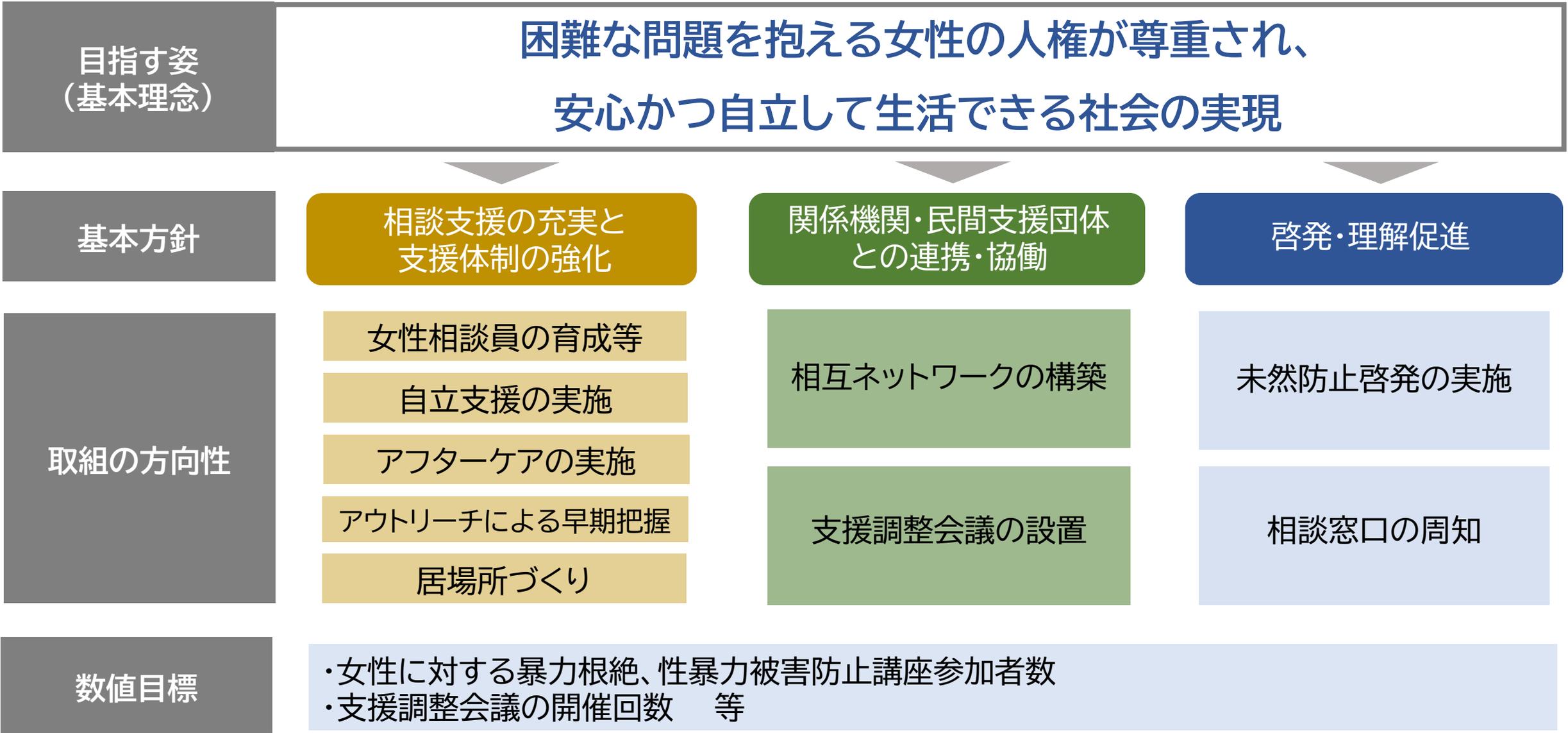
##### ②関係機関・民間支援団体との連携・協働

- 関係部署、関係機関・民間支援団体との連携・情報共有が必要

##### ③啓発・理解促進

- DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するため、啓発・教育の実施が必要
- 相談の必要性への理解促進と窓口の周知が必要

## 第3章 基本理念・基本目標／第4章 支援の内容



## 第5章 計画の推進と進捗管理

### 1 計画の推進

- 本計画の推進にあたっては、「熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する対策庁内連絡会議(仮)」を新たに設置し、関係部署において支援のための情報共有や支援状況の協議、意見交換等を行い、全庁的な体制により、本計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

### 2 計画の進捗管理

- 本計画の基本方針に基づき、各取組を推進するとともに、年度ごとにその実施状況の把握を行い、適切に進捗管理を行います。
- 「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、困難な問題を抱える女性に関する取組を推進していることから、「くまもと市男女共同参画会議」への進捗の報告を行うとともに、必要に応じて、本計画の対象者への支援に携わる関係者や有識者の意見を聴取し、計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

## 今後のスケジュール

- 令和6年9月 計画骨子案を政策会議に付議後、学識者や関係団体等により構成される「熊本市困難女性支援基本計画(仮称)策定委員会」において審議し、教育市民委員会で報告
- 令和6年10～12月 計画素案を政策会議に付議後、策定委員会で審議し、教育市民委員会で報告
- 令和6年12月～令和7年1月 計画素案のパブリックコメントを実施
- 令和7年2～3月 計画案を策定委員会で審議後、教育市民委員会で報告・策定

| 令和6年度(2024年度)   |          |    |        |    |       |    |      |     |     |    |    |    |
|-----------------|----------|----|--------|----|-------|----|------|-----|-----|----|----|----|
|                 | 4月       | 5月 | 6月     | 7月 | 8月    | 9月 | 10月  | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 検討内容            | 関係課協議・調査 |    | ○計画骨子案 |    | ●計画素案 |    | ★計画案 |     | 策定  |    |    |    |
| 政策会議            |          |    |        |    | ○     |    | ●    |     |     |    |    |    |
| 策定委員会           |          |    |        |    |       | ○  |      | ●   |     |    | ★  |    |
| 議会<br>(教育市民委員会) |          |    |        |    |       | ○  |      |     | ●   |    |    | ★  |
| パブコメ            |          |    |        |    |       |    |      |     | ●→  |    |    |    |